Ⅳ. 関連資料

- ・歯なまるスマイル II R2 年度評価集計結果
- ・ 令和 2 年度フッ化物洗口実施状況
- ・歯科口腔保健の推進に関する法律
- 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

【歯なまるスマイルプラン工評価 集計表】 ※自動集計(入力シートの内容が反映されます。) 1. 目標 (1)成果指標

177		圏類	保健所設置	设置市			平 旹	立保健所					県内			-				
ンコノスナーン または社会分野			長崎市	佐世保市	西彼	県央 県南	県北	五島	上五島	高板	対馬	公口計	県立学校 和 (再掲)	私立学校	県全体		の状況	H28基準	幹	
		學診者数 (人)	2.946A	7107	405A	2.280 X 882		ľ	134		2 9 K	\	}	\	9.994A					
	のむし歯のない者の割合を85%以上 (K4	むし歯のある者(人)	567人	238人	177	467A 173A	7 1387	52人	26A	36A	53人	\setminus	\setminus	\setminus	1.867人	81.3%	%8.	%6.9%	85%	
	回標)	おし握 のない 権の割合(%)	80.8%	86.1%	87.1%	%2	İ		77.0%	1	75.8%	\setminus	\setminus		81.3%				:	
1. 乳幼児期		対象者数 (人)	Y 1 68 C	7 60L				ľ	7611		7616	1	\setminus		Y 996 b					
	3歳までにフッ化物歯面塗布を受けたことのある	フッ化物漆布者(人)	2.759 K	7444		1	1	1	1	124 K	218A	\backslash	\setminus	\setminus	8.049 A	80.8%	81.4%	80.4%	%06	
	者の割合の増加(K4目標:90%)	560	95.4%	45.5%		1	1	93.7%	1	37.2%	99.5%	\setminus	\setminus	\setminus	80.8%			:		
	-2番化一1日本代一部代本教代記小(DAIT語・	対象者数 (人)	2,929人	2,131人		_				253人	239人	11,012人			7689,1		H			
		永久歯のむし歯本数(本)	2,184本	1,388本	448本	2,126本 1,544本	本 525本	219本	¥ 101	236本	247本	4,018本	82本	84本	9,102本	0.82本	₩16.0	1.154	0.85本以下	
	(100000	1人あたりの永久歯むし歯数(本)	0.75本	0.65本						0.93本	1.03本	0.82本			0.78本					
	· 唯日 / A) 小赋 分聚 子》 即 一、 和 只 的 / B / B / B / B / B / B / B / B / B /	対象者数 (人)	7948,Ⅰ	1,398人		7087 7087			138人	214人	208人	\setminus	\backslash	\setminus	7,648人					
2. 学齢期	Í	(*)	1,973本	1,552本	288≉	2,181本 971	本 740本	270本	275本	456本	本814	\setminus	\setminus	\	9,424本	1.234	₩84		.22本以下	
		人あたりの永久歯むし歯数(本)	1.07本	₩		1.07本 1.37本			1.99本	2.13本	2.01本	\setminus	\langle	\	1.23≉					
	中・古女子(語句) 田舎 4 4 7 単 6 世 今 6 浜	対象者数 (人)	\setminus	\setminus	/	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\backslash	\	\					
	ナ・西久井の圏内に共市でも9の名の町中の成立での成立でである。	歯肉に異常を有する者(人)	\setminus		\	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\	3.4%	3.8%	3.5%	3%	
	少(K4目标:3.0%)	権をご 開資を指する者の割合(%)	\setminus	\setminus		/	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus		1					
		国で31.7 次元 5. 元 7 の 元 7, 6.1 丘 (7.0)	١	1	1	\	\setminus	1	1	١	1	1	$\frac{1}{\sqrt{2}}$	1	١					
	40歳代で喪失歯のない者の増加 (R4目標:	≤ 聚布 数(入) 《○司司》指子司(4:"功(7)	\setminus	\setminus	/	\setminus	\setminus	$^{\prime}$	$^{\prime}$	\setminus	$^{\prime}$	\setminus	\backslash	/	\\	\	\	200	ò	
	(%08)	40聚代で教釆圏のない者(人)	\setminus	\setminus	\	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\	\	_	% % 0%	
		40歳代で喪失歯のない者の割合(%)		/	/	/	\			$\overline{\ \ }$	\setminus	\setminus	/	\	\		_			
	()))) · · · · · · · · · · · · · · ·	対象者数 (人)	\setminus		\	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\setminus	\	\			
3. 成人期	ZO版代における圏沟に交往が足を有する者の割くしばさんには、これには、これが	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者(人)	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	72.7%	25%	
	40の減少 (K4目標: 25%)	20歳代にだける種をこか存所目を有する者の世令(%)	\setminus	\setminus	\backslash	$\frac{1}{2}$	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\backslash	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	<u>'</u>	_			
		10001011010 0日211人(元)1701日(2)1111(2)11111日(2)11111日(2)11111日(2)11111日(2)1111日(2)1111日(2)1111日(2)1111日(2)111日(2)111日(2)11日(2)111日(2)	١	1	1		1	1	1	1	1	1	\setminus	1	1	1	1			
	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割	凶栗有数 (人)	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\			
	今 (B4 日前: 25%)	40歳代における進行した歯周炎を有する者(人)	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\	\	52.2%	25%	
	(0/07 · MID + V) / MI/OD	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合(%)	\setminus		/	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\backslash	\setminus	/	\	\setminus	_	_			
	1	対象者数(人)	\setminus	\setminus		1	1	\backslash	\setminus	\setminus	\setminus	1	\setminus				\			
	60歳代における咀嚼良好者の増加(R4目標:	60歳代にだける旧暦自存者(人)	\backslash	\backslash	/	/	\setminus	\setminus	\backslash	\setminus	\backslash	\backslash	\setminus	\backslash	\setminus	\	\	76.2%	%06	
	(%06)	KO表子に 九十人田園田 中来の世令/%)	\backslash	\		/	\	\setminus	\backslash	\	\backslash	\	\	\backslash	/	<u>'</u>	_			
		SOLO SOTEMBRICAL MENTEL EL	١	1	1	\\	\setminus	\setminus	1	1	1	1	$\frac{1}{}$	1	1	1			Ī	
	60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加 (R4	凶架有数(人) 2.6.4%2004年::::(○用子 オオタ サ / : /	\setminus	\setminus	/	\\	\setminus	\setminus	\setminus	/	\setminus	\setminus	\setminus	/	\	\	\		ò	
	日標:70%)	60歳代て24圏以上の圏を有する者(人)	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\	26.3%	%0/.	
		60歳代で24歯以上の歯を有する者の割合(%)		/	/	/	/		\bigcup	\setminus	\setminus		/	/	/					
	ロッログンを持ちまれて手ともの様とのです。		\setminus	\setminus	ľ	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus		/	\setminus			_		
4 声龄期	OO 版(20 圏 文 十v) 圏 2 た 9 の もv) 温 //u (K4 II 浦・EOS)	80歳で20歯以上の歯を有する者(人)	\setminus	\setminus	\	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	\	\	\	31.5%	20%	
	条:20%)	80歳で20個以上の個を有する者の割合(%)	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus		\setminus	<u> </u>	_			
		対象者数(人)	\setminus	\setminus		1	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus			\				
	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割	40歳代における進行した歯周炎を有する者(人)	/	\backslash	\backslash	//	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	/	\setminus	\	\	73.9%	45%	
	命の減少(K4目標:45%)	40歳代にだける油作した植屋がを有する者の単合(%)	\backslash	\setminus	\backslash	/	\setminus	\setminus	\backslash	\backslash	\setminus	\backslash	\setminus	/	\setminus	<u>'</u>	_		:	
		は	\backslash	\setminus	$\frac{1}{2}$	1	1	\backslash	1	1	\backslash	\backslash	\setminus	1	75475				Ì	4
	小護老人福祉施設及び小護老人保健施設での定	大きの	\backslash	\backslash	\backslash	//	/	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	\backslash	/	\setminus	93か所	53.1%				※2年に1度美
	超的な個母権影響権署の補加 (R4回標:60%)		/	/	/	\	\	/	\	١	/	\	\	١			%	22.6%	60%	: H30美施
		定期的な歯科検診実施率(%)	\	/	<u> </u>	<u>/</u>	\	\	\	/	/	\	/	\	53.1%	(R2)				(RI未実施)
5. 障害児・		対象施設数 (所)	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\	0か所					
者の歯科保健	年七元・右施設(こ) 先担的は国件供別夫掲年の	実施施設数(所)	\setminus	/	/	Ϊ,	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus		\	0か所		80.8%	76.9%	80%	
対策	/四// (K4 II/派・ OO %)	障害児・者施設での定期的な歯科検診実施率(%)	\setminus	\setminus		\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	\setminus	/	\						
		市町の 常動歯科医師の 配置(人)	<u> </u>	Y0	Y0		V		Y0	Y0	70	\setminus	\backslash	\setminus	<u> </u>	一市町				
		市町の非常動歯科医師の配置(人)	Y0	∀ 0	Y 0		~		Yo	Y 0	Y 0	\setminus	\setminus	\setminus	Y0	市里				
	も町の圏本専門職の配画の増加 (K4 回線: 塩・・	市町の雑割番な衛生士の配置(人)	37	27	Y 0		Y0 Y	Y0	Yo	Y 0	Y 0	\setminus	\setminus	\setminus	5人	2市町	7市町	7市町	描加	
	<i>J</i> III)	市町の非常勧縮料衛生士の配置(人)	Y0	Y0	27		4		Y0	<u> </u>	<u> </u>	\setminus	\setminus	\setminus	Y9	5市町		•	i	
6. 歯科保健		市町の銀料車門職の配贈合計(人)	¥4 → 4	27	27) Y0	<u> </u>	<u> </u>	Y0	\leq	Y	\setminus	/	\setminus	12.7	7市町				
体制の強化	市町の個別協利保健計画第字の増加 (BA目標:	4年2年2日21年17、17、17、17、17、17、17、17、17、17、17、17、17、1	Ī	ì	i		()		;		:	1	\int_{1}^{1}	\downarrow	く右野	,	Ť	Ť	Ī	
(A.歯科保健	「Pannona Manna M	銀作直が1回回りつくそれ、(※~5号くりたけ10支が) 毎年会治学経済が発売 (※)もか、一七十四数)	- 0	- 0	o (*	3	0 00) -	Ī	> -	- C	$^{/}$	\backslash		7 十 二 二 二	4 th III	4年町	4年配	+ttp +tu	
強化のための	-	気みを制き回む、そろ、、そこの85人のパープス人を分かれた	^\	^\	`\	·\	<u>`\</u>	\	\	\	^\	\backslash	\backslash	/	<u>-</u>	7	7	r 2	100	
存態 がくり)		米床十八 本名 (※) をおり 本書を第14日 (※) をおり 1 年 七字 (※)	\	\	\	\	1	\setminus	\	\	\ \	1	\int	f	# #				1	
		国科体製造2010日日と来た十 、※1と50ヘン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 0) O) O	0	000	0	0	0	0	$\backslash \backslash$	\setminus		# # #					
	歯科保健個別計画の策定を検討していますか。	and september 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	О	C) C	> -) —		С	C	С	\backslash	/	\backslash	2市1					
		曲11.54年編組別計画の東定予定なし (※1を記入した市町数)	0	, O	о e	2	2		-	_	Õ	\setminus	\setminus	\setminus	3市町					

(2) 活動	活動指標											***	進成状況:目標に対して、		100%以上((建成)、909	£	- 1	90%未満(未	(未達成)
ライフステージ または社会分野	林	M	保健所設長峰市	(圖市 休事條出	我	中	極	県立保健所 馬北 五		十二日	神時	対原	市町計画	県内学校 教	内 教力学校	県全体 歯	歯なまるII R2評価	割年版の状況	H28基準	邮
	11112 2011 1111 1111 1111 1111 1111 111	対象施設数 (ヶ所)	15547	103か所	45か所	123か所	1 :				1 !	8か所			H	620ヶ所	8	+-		
 乳幼児期 	物洗口実施施設の割合の増加 (K4目標:85%)	美施施設数(7 所) 実施率(%)	104 <i>v</i> /m 67.1%	84.6%	4227M 43.3%	76.4%	84.5%	342771	100.0%	100.0%	100.00	100.00	//	$\frac{1}{1}$	<u>, </u>	⊨ ×	鹿台楽成	81.4%	%8.7.9	82%
	小学校でのフッ化物洗口実施校率100%維持 (R4目標)	対象施設数 (ヶ所) 美施施設数 (ヶ所) 実施率(%)	68か所 68か所 100.0%	46か所 46か所 100.0%	22か所 22か所 100.0%		1 1 1	26か所 26か所 100.0%	4か所 4か所 00.0%	1347所 1347所 100.0%	1 ! !		321か所 321か所 100.0%		6か所 3. 2か所 3. 33.3%		98.8% 着力學成	99.4%	83.0%	00%維持
2. 学龄期	中学校でのフッ化物洗口実施校率の増加※R2に 100%、以降100%維持(R4目標)	対象施設数(ヶ所) 実施施設数(ヶ所) 実施率(%)	38か所 37か所 97.4%	26か所 26か所 100.0%	1 か所 100.0%		1 1 1	1 1 1	1 1 1			1 1 1		3か所 3か所 100:0% 2	111		94.5% 概ね嫌成	54.9%	13.6%	%00 I
	年 回以上全小学校・中学校・高等学校に対し、歯局場が策に係る情報提供の実施。(R4目) 標: 100%)	対象施設数 (ヶ所) 実施施設数 (ヶ所) 実施率(%)	107か所 107か所 100.0%	72か所 72か所 100.0%		<u> </u>	1 1 1	42か所 42か所 100.0% I				31か所31か所100.0%			<u> </u>		*	0.001	1	%00 I
	過去 年間に歯科健康診査を受診した者の割合の 理加 (R4目標:65%)	対象者数 (人) 過去1年間に歯科健康診査を受診した者 (人) 過去 年間に歯科健療診査を受診した者の割合(%)	$\left \cdot \right $	///	$\left \cdot \right $	$\left \left \right \right $	$\left \left\langle \cdot \right\rangle \right $		$\left \cdot \right $		$\backslash \backslash \backslash$	///	$\left \cdot \right $	///	$\left\langle \cdot \right\rangle$	$\backslash \backslash \backslash$			57.2%	%29
\$ -		任産婦歯科(株) (※1を記入した市町数) 妊産婦歯科保健指導 (※1を記入した市町数) 妊産婦歯科保険が健康教室 (※1を記入した市町数) ○実施市町数			0000	w w - 4	m – N m	0 - 0 -	00	0000						2市町 9市町 7市町	71.4%	20市町	19市町	21市町
至 · ·	若い世代 (20~39歳)を対象とした歯科疾患対 策(歯科健診[歯周病検診]、相談、研修、予防 割数室等)を全市町で実施 (R4目標)	自科権等(備別係権勢)の実施 (※1を記入した中町数) 国科兵権制制 (後生き)の実施 (※1を記入した中町数) 国科組織・研修(予放教堂の実施 (※1を記入した中町数) ①実施市町数			-00-	4 2	m— 8 m	0000	0000	0000	0000		$\left \left \left \left \right \right \right $	$/\!/\!/$	////		57.1%	市	12市町	21市町
	40歳以上を対象とした歯科健診(健康増進事業 〒の歯周病検診含む)を全市町で実施(R4目標) 〒	健康増進事業実施 (※1を記入した市町教) 市町独自の場場の機像 (※1を記入した市町教) f-command-selets (states) ○実施市町教	0-		3 O - 12	4 – 0 3	3 - 2 -	7-07	0000	0000	-00-	0000	$\backslash\backslash\backslash\backslash$	$\left\langle \left\langle \left$	$\backslash\backslash\backslash\backslash$	7年町 7年町 2年町 16市町	76.2%	18市町	18市町	21市町
	【再掲】 過去 年間に歯科健康診査を受診した者の割合の 選増か (R4目標:65%)	対象者数(人) 過去1年間に歯科健康診査を受診した者(人) 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合(%)				$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right $	$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right $	$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right \left \cdot \right $	$\left \cdot \right $	$\left \frac{1}{2} \right $	\prod			57.2%	%59
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[再掲] 40歳以上を対象とした歯科健診 (健康増進事業 市 の歯周病検診含む)を全市町で実施 (R4目標)	健康増進事業実施 (※1を記入した市町数) 市町独自の個局持续診 (※1を記入した市町数) その他独自の成人指制報路(14億級%へ) (※1を記入した市町数) ○美施市町数			0 m	4 – 0 დ	- 101 - 10	0 - 0	0000	0000	- 0 0 -	0000		////		2 7 6市町	76.2%	18市町	8市町	21市町
5. 障害児・ 者の歯科保健	障害児・者施設を対象とした口腔ケア等に関する研修の実施(R4目標:年1回以上)	実施有無回数									$ \rangle $	$ \rangle\rangle$	$\left \cdot \right $				0.0% 未 成	未実施	<u> </u>	年1回以上
対	障害児・者施設を対象としたニーズ把握 (R4目標:実施) 標:実施) 地域への歯科専門職の派遣の増加 (R4目標:増加)	· 英格有無 回数 英格有無 回数		///	$\left\langle \left\langle \left$	$\left\langle \left\langle \left$	$\backslash \backslash \backslash \backslash$	$\backslash \backslash \backslash \backslash$	$\backslash \backslash \backslash \backslash$	///	///	$\backslash \backslash \backslash \backslash$	///	///	$\sqrt{//}$	来 網 回 類 国	未 第 30.8%	未実施 10回	未実施 -3回	瀬 佐 型
6. 歯卒 本世の第六 (A. 歯卒 (A. 歯卒 強んのための 本世づくり)	個科専門職の配置について検討する市町の増加 (配置済合)	本加速機能等を配置 (名1を記入した中間数) 中が指面機能を配置 (名1を記入した市間数) 密施機能衛生生発温 (名1を記入した市間数) 非常能解析電子を配置 (31を記入した市間数) 非常能解析電子を配置 (31を記入した市間数) 中が指揮性が配置を終却で(31を記入した市間数) 中が指揮性が関係を終れて(31を記入した市間数) 日本の主席の配置を終れて(31を記入した市間数) 日本の主席の配置を終れて、「31を記入した中間数 日本の主席の配置を終れて、「31を記入した中間数 開発機能を可能の配置を終れて、「31を記入した中間数 高4年間の配置といて、「31を記入した中間数	-0-00000-	00-0000-	000-000	00000000		000-000	000-0000-	000000-0	000-0000-						33.3%	8市	7 市町	21市町
6. 歯科保健 体制の強化 (B.災害時の 歯科保健)	県面科医師会、県警、第7億区海上保安郎、県 (危機管理課・医療政策課・国保・健康増進課 (長島県口腔保健支援センター))と災害に関する協議会の関催(R4目標:年1回以上)	実施有無回数														紙 回	100.0%	<u> </u>	<u> </u>	年一回以上

2. (R3.10現在) 市町の歯科保健体制の現状

					歯科保健計画の策定状況 歯科保健間計画		歯科保健を	歯科保健を協議する場(R3.10現状) 別会協議す	議する場(R3.10現状)
		策定年度	計画策定状況	左記計画名	_	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年	協議会設置	列斌協議9 る場の設置	未設置
政令市	長崎市	平成24年度策定	歯科個別計画	長崎市歯科口腔保健推進計画	策定済		0		
政令市	佐世保市	平成24年度策定	歯科個別計画	佐世保市 歯・口腔の健康づく リ推進計画	策定済		0		
車	島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 健康しまばら21(第2次)	予定なし	健康づくり計画において、歯や口の健康についての取り組みを行っている所であり、また、毎年、歯科保健推進協議会にて協議も行っているため、現状では歯科保健個別計画の必要性を感じない。	0		
県		平成25年度策定	健康づくり計画 健康いみはや	健康いさはや2l(第3次)	検討中	現在、策定に向けて検討中(令和6年度~)	0		
県央	大村市	平成27年度策定	歯科個別計画	第2次おおむら歯なまるスマ イル21計画	策定済		0		
県北	平戸市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画(いきいき平戸21 (第二次)	予定なし	健康づくり計画に歯科計画も含んでいるため。		0	
非計	松浦市	平成26年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 松浦市健康づくり総合計画 いきいき松浦21	予定なし	歯科を含めた健康づくり計画の策定があること。		0	
対馬	対馬市	平成24年度策定	歯科個別計画	歯なまるスマイルプラン (対 馬市版)	策定済		0		
高域	壱岐市	平成29年度策定	健康づくり計画	壱岐市保健事業計画(第2 次)	予定なし	歯科を含めた保健事業計画(第2次)の策定があるため。		0	
五島	五島市	平成25年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 五島市健康づくり計画	予定なし	五島市健康づくり計画で網羅されており、計画見直し予定時期に、併せて歯 科保健も同時に見直す予定である		0	
西彼	西海市	平成24年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 第二次健康さいかい21	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。		0	
电	無仙市	平成24年度策定	健康づくり計画 健康うんぜん	健康うんぜん2l(第2次)	検討中	次期健康づくり計画策定時に個別計画とするか検討する。	0		

					歯科保健計画の策定状況)策定状況	歯科保健を†	歯科保健を協議する場(R3.10現状)	10現状)
		策定年度	計画策定状況	左記計画名	歯科保健個別計画 の検討状況	保健個別計画を策定しない理由、または歯科保健個別計画策定予定(予定年	協議会設置	別途協議す る場の設置	未設置
世	南島原市	平成25年度策定	健康づくり計画	南島原市 こころと体、口腔 健康づくり計画の健康づくり、食育推進計画 (ひまわりプラン皿)	予定なし	健康づくり計画の中に策定されており、こころと体や食育推進と合わせて推進していきたいため。	0		
西後	長与町	平成24年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 第2次健康ながよ21	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		0	
西彼	地	平成25年度策定	健康近へり計画	健康づくり計画 健康とざつ21(第二次)	予定なし	健康増進計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいる。		0	
県	東彼杵町	平成27年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 健康東そのぎ21(第2次)	予定なし	健康づくり計画の中に、歯科保健に関する部分を含んでいるため、新たに計画を策定する負担を省くため。		0	
県	川棚町	平成27年度策定	歯科個別計画	川棚町歯科保健推進計画	策定済			0	
県	波佐見町	平成27年度策定	健康づくり計画	健康づくり計画 健康はさみ21(第2次)	予定なし	歯科保健単独での計画を策定する余力がない。	0		
上五島	小值質町	平成26年度策定	歯科個別計画	小值賀町歯科保健事業計画	策定済		0		
果北	佐々町	平成26年度策定	健康づくり計画	健康さざ21 健康づくり計画 佐々町健康増進計画 佐々町食育推進計画	予定なし	健康増進計画の中で他分野と連動した計画として推進していくため。		0	
上五島	新上五島町	平成30年度策定 令和2年度策定	健康づくり計画 子ども・子育て 支援事業計画	健康づくり計画 新上五島町健康づくり計画 子ども・子育て 新上五島町第2期子ども・子 支援專業計画 育て支援事業計画	予定なし	専門職が配置されていないなか、個別計画策定の検討に至っていない。		0	
		歯科保健個別計画	9	市町		疝	01	_	0

3. 令和2年度の取り組み状況 (1) 乳幼児期

中華第名及び事業機略、または予算事業外対応 音及啓染 健診・経診 曲等保護性 (途布) 法口 (金布) 是 (金布		一般 一般 保健 [†]	0	0	0	0	0		С		C						0	0									0	0	0		0		C	_
事業名及び事業機略、または予算事業外対応 普及啓発 健診・健診 (健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健診・健	内容区分	独自の歯科に関する助成制度	0		0	0	0			C								0		0)													
事業名及び事業機略、または予算事業外対応		検査を含む		0	0	0	0													0)		0	0				0				0		
事業名及び事業機略、または予算事業外対 し歯予防教室 続6か月児健康診査 南7 (健診・	0		0		実	0						0	0	0	0		(7及		0			0	0	0	0	0				0	
本 対	[M1/ (M1)	事業名及び事業概略、または予算事業外対応		一歳6か月児健康診査	歳6か月児歯科健診結果によりハイリスク児選出し、	歯育て健診(歯科6	歯科予防処置事業(歳6か月・2歳児歯科健診時に、フッ化物歯面塗布	己布(1歳6か月児歯科健診時に配		J	ノノロがパロ圧をす来る子をライナをサンター健康教育	コロスメダニノ 承承教目 ないむい 市場	一次、パスののでは、一般のでは、一般のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	- (1歳6か月児健診後フォロー事)				牧室(市内保育所・幼稚園・認定こども園・子育	冰道依賴)	(保育所・幼稚園・認定こども園	び市歯科医師会との連携			フッ化物洗口事業		ふ	乳児健康相談		•	3歳児健康診査	フッ化物洗口事業意向調査	フッ化物洗口事業	母子健康手帳交付時の個別指導	
						克令北	- イ マ									4	ママ						県南					百	张					_

					内	内容区分			
	事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
	フッ化物洗口事業	0			0	0			
自由	フッ化物塗布事	0		0	0	0		0	
- L	乳幼児健診時、歯科衛生士による個別歯科指導	0		0					
	歳6か月児・3歳児歯科健診	0	0	0					
	歳6か月児・3歳児歯科検診	0	0					0	
	幼児歯科相談(フッ化物塗布)	0			0			0	
# # *	幼児歯科健診	0	0		0			0	
松浦中		0			0				
	乳幼児相談	0						0	
	健康保育	0					0		
	乳児健診	0						0	
	地域子育て支援事業	0						0	
		0	0	0	0			0	
对馬市	8	0		0	0			0	
	フッ化物洗口推進事業				0			0	
	よい歯の教室(3~5歳)	0					0	0	
	もうすぐ1年生の歯磨き教室(年長児)	0					0	0	
	乳幼児歯科相談事業	0						0	
壱岐市		0					0		
	幼稚園・保育所におけるフッ化物洗口事業	0			0				
	10か月児健診	0	0					0	
	歳6か月児健診・3歳児健診	0	0	0	0			0	
	2歳児健康相談	0			0			0	
五島市	フッ化物洗口事業	0			0	0			
	幼児歯科相談(1歳6か月児健診、2歳児健康相談でのう蝕ハイリスク児に 対して歯科指導・フッ素塗布を実施)	0		0	0			0	
	乳幼児相談							0	
西海市	乳幼児健診 (乳児・1.6・3.6) (フッ化物塗布は新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止のため中止)	0	0	0				0	
	保育所・幼稚園等施設におけるフッ化物洗口				0				
	赤ちゃん健康相談	0						0	
	1.6歳健診、2歳児親子歯科健診、3歳児健康診査	0	0	0	0				
無仙市	こ こくしゅんしょ しょくしょ しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょく	0					0	0	
	乳幼児フッ化物塗布事業				0	0			
	フッ化物洗口普及事業				0	0			
4	幼児フッ化塗布(1~3歳児対象、歯科医院にて個別に塗布)			(0	0	(
南島原市	親子歯科健康診査(2歳以上3歳未満児対象、集団指導や歯科			0	(0		
	幼児フッ化物洗口(4~5歳児対聚、市内の3幼稚園・保育園で実施)				S				

							内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その他
		見対象)							0	
西彼	長与町	フッ化物洗口事業(保育園9か所、幼稚園2園、こども園1園)				0				
		幼児健診(1歳9ヵ月児、3歳児)		0						
		4ヵ月健診		0					0	
								0	0	
		歳8ヵ月健診	0	0	0	0			0	
		かかりつけ歯科医検診(1歳11ヵ月~2歳5ヵ月)		0	0	0			0	
西彼	占無些	2歳3ヵ月児相談						0	0	
	•	3歳児健診		0	0			0	0	
		町立保育所が実施するフッ化物洗口				0			0	
		私立保育所が実施するフッ化物洗口への補助				0				
		私立幼稚園が実施するフッ化物洗口への補助				0				
		認定こども園が実施するフッ化物洗口への補助				0				
		フッ化物洗口推進事業 (認定こども園)				0				
中目	备征芥門	乳児相談における集団での歯科保健指導							0	
< €		1.6歳児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児発達健診における歯科検			C					
)					
		1歳6か月児・3歳児健康診査の折にフッ素塗布 (希望者のみ)	0	0	0	0			0	
県央	三種門		0	0	0	0			0	
		保育園・子ども園のフッ化物洗口事業	0			0				
		フッ化物洗口推進事業(町内保育・子ども園に、フッ化物洗口資材の提供)	0			0				
一首	治存甲甲									0
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7	乳児健康相談 (9~10か月児) における歯科相談							0	
		2歳・5歳児健診時におけるフッ化物塗布、各健診時における歯科保健指導		0		0			0	
			0			0	0		0	
上五島	小値質町	_	0			0		((
		•	Э			(Э	O	
		・認定こども園ての	((0			(
県北	佐々町	1歳児歯科教室(歯科医師による講話、歯科衛生士によるフッ素塗布)	0	0		0			0	
2	, !		0	0		0			0	
		幼児(2歳・2歳半・3歳児)歯科検診(歯科検診、フッ素塗布)	0	0		0			0	
		3 園 実施)				0				
1. 五島	新上五島町	フッ化物洗口推進事業(保育所、認定こども園 10園実施				0				
}	, } 			0	0	0				
<u>.</u>		はし歯子的講話 こうかん できょう かんしょう はんかい こうかん できゅう	0							
界庁	ことも未米課	₹ 笙休育 汀・幼稚園へのノッ化物沈ロに徐る情報提供(年 回以上)	O							
県万	こども家庭課									

							内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その街
# 1	些外外种种 口凹	長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、小中学校への指導助言及び 県歯科医師会への支援委託) ※R2事業終了				0	0			
F.	国体、建筑福建员	フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)	0							0
		フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表								
		長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業				0	0			
		「歯みがき時の注意点」ポスターの作成	0							
田本	県歯科医師会	歯の衛生週間(歯・ロの健康週間)イベント	0		0				0	
		保育所、幼稚園歯科健診データ収集・集計								0
		歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール	0							
田休	自盡利衛生十合	市町健診事業(乳児相談、1.6・2歳児・ 3歳での母子事業)				0			0	
£	水圏11周上上 3	フッ素塗布事業で対象児と保護者への指導[松浦市委託]				0				
		무무	63	33	22	29	7	13	28	4

3. 令和2年度の取り組み状況 (2) 学齢期

						内	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その街
政令市	長崎市	フッ化物洗口推進事業	0			0	0			
		学校歯科健診		0	0					
		就学時健診(歯科健診)		0	0					
政令市	佐世保市	よい歯の表彰子ども期歯科保健研修会 ⇒新型コロナで中止	0					0		0
		歯と口の健康週間図画ポスター展表彰式 ⇒新型コロナで表彰式中止	0							0
		佐世保市フッ化物洗口推進事業(市内小中学校及び市歯科医師会との連携)				0	0			
骨骨	島原市	フッ化物洗口事業				0				
中目	神百栗	諫早市内小・中学校フッ化物洗口事業				0				
Υ Κ	<u>+</u>	400		0	0					
県央	大村市	フッ化物洗口推進事業(小中学校)	0			0				
県北	平戸市	フッ化物洗口事業(小・中学校)	0			0	0	0	0	
県北	松浦市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校への補助)				0				
拉	华里华	フッ化物洗口推進事業(小・中学生)				0				
SW EX	1 2 5	歯磨き教室(小学校)	0					0	0	
壱岐	壱岐市	小中学校におけるフッ化物洗口				0				
五自	九龍市	フッ化物洗口事業(小学校14校)	0			0				
H +	1 8	フッ化物洗口推進事業(中学校11校)	0			0				
西彼	西海市	小中学校におけるフッ化物洗口				0				
県南	委仙市	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)				0				
骨骨	南島原市	児童・生徒フッ化洗口(小学校・中学校におけるフッ化物洗口実施と推進)				0				
西彼	任与町	フッ化物洗口事業(小学校5校、中学校3校)				0				
西彼	時津町	町立小・中学校におけるフッ化物洗口				0				
県央	東彼杵町	フッ化物洗口推進事業(小学校・中学校)				0				
県央	川棚町					0				
県央	波佐見町		0			0				
		小・中学校フッ化物洗口	0			0				
九五	小佑智町		0					0	0	
# 	[K	中学校歯科講話(みつば会日程都合により町保健師にて実施)	0					0	0	
		親子むし歯予防教室	0					0	0	
県北	佐々町	幹校で				0				
一五島	新上五島町	校				0				
<u>}</u>		長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校 5校実施)				0				

						内	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発 (健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (塗布・洗口 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	から
甲	休杏促健細	長崎県フッ化物洗口推進事業				0				
ī.	松							0		
		私立学校に対し、フッ化物洗口に係る調査等の依頼・回収、結果等の周知								0
県庁	学事振興課	学事振興課 私立小中学校に対し、フッ化物洗口の実施についての協力依頼	0							
		私立中学高等学校の校長会、教頭会等における普及啓発についての依頼	0							
		長崎県フッ化物洗口推進事業(中学校への補助、小中学校への指導助言及び				C	C			
画	图记, 健等格益	県歯科医師会への支援委託) ※R2事業終了))			
Ī.		フッ化物洗口に関する施設状況の公表(HP)								0
		フッ化物洗口効果検証及び報告書の公表	0							
		長崎県フッ化物洗口推進体制技術支援事業(再掲)				0	0			
		歯の衛生週間(歯・ロの健康週間)イベント(再掲)	0		0				0	
		歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール(再掲)								0
田谷	県歯科医師会	歯・口の健康に関する標語コンクール								0
		学校歯科医生涯研修制度基礎研修·更新研修会						0		
		「学校健診の友2021」作成								0
		「歯みがき時の注意点」ポスターの作成(再掲)	0							0
団体	県歯科衛生士会									
		무하 무하	8	3	7	26	2	8	9	∞

3. 令和2年度の取り組み状況 (3) 成人期

						Ϋ́ A	内容区分			
	_				**		45.7		VV-41-77-114	
		t予算事業外対 <i> </i>	普及啓発	健診・健診	横食を含む 歯科保健指 導	ナ防体制 (PMTC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な圏科保健相談・指導	4の街
		事業(市歯科医師会委託·歯科医療機	0	0			0		0	
政令市	表	妊産婦歯科健診事業(ママの歯っぴいチェック、市歯科医師会ほか歯科医療 機関委託)	0	0	0		0			
		妊産婦歯科保健指導事業(歯っぴいベビー、市歯科医師会委託)	0				0	0	0	
		佐世保市成人歯科健診(所内及び離島歯科健診)⇒新型コロナで集団健診は中止	I	0	0					
		成人歯科健診勧奨(無料クーポン券)	0				0			
政令市	佐世保市	介護予防・健康教育(きらっと元気教室・まるっと健康づくり教室)⇒新型コロナ	平中⊅-					0	0	
		デンタルフェスティバル	0							
		8020認定証発行	0	0						
里	● 压井	国民健康保険歯科健診事業		0						
 E K	- K	成人歯科相談							0	
		母子健康手帳交付							0	
		妊婦歯科健康診査		0						
直	州四 版	母子保健事業(乳児健康相談、幼児健診)対象者保護者への歯周病予防啓発	0							
K K	<u>+</u>	成人保健事業(成人歯科検診)		0						
		成人保健事業(成人歯科検診の節目検診はがき通知・検診一覧周知チラシ)	0							
		健康いさはや21の取組(歯の健康についてパネル展)	0							
		歯周疾患検診(18歳~74歳 歯科医院にて受診)		0	0				0	
県央	人本市	口腔保健質問調査票による新しい成人歯科健診事業(大村東彼歯科医師会委	0	0					0	
		歯・口腔の健康づくり啓発	0						0	
4目	五日市	歯周疾患検診		0	0		0			
0 × 1k	2.	広報紙による歯科予防掲載	0							
県北	松浦市	歯周疾患検診(40・50・60歳)		0						
対底	华丽书	成人歯科健診事業(妊産婦及びその家族等を対象)	0	0						
לייי ני	di Aw Ev	生活歯援プログラム							0	
		妊婦のお口の健康チェック事業	0		0					
赤	壳板市	歯周疾患検診事業	0		0					
		生活歯援プログラム	0						0	
五島	五島市									
西彼	西海市	(40.50			0					
		歯周病予防健診(妊婦、20~74歳の市民)		0	0		0			
电	重仙市	歯科相談事業	0						0	
Ē	1	2歲児親子歯科健診	0						0	
		パパママひろば	0					0	0	

						K	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC・除石 等)	独自の歯科に関する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	みのも
围	本画画	歯周病予防健診(20~74歳の市民対象、歯科医院におい齢)または200円で健診を受診できるよう補助)		0			0			
张		お口の健康相談(集団健診受診者対象、健診会場で希望者に対し歯科衛生士 による歯科保健相談及び指導の実施)							0	
用油	地与营	長与町歯周疾患検診(30歳・40歳・50歳・60歳の方)		0						
Ī	۲ ۲ ۲	妊婦歯科検診		0						
ţ	1	40歳、50歳、60歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)		0						
由後	斯	妊婦(妊娠 6週から27週まで)を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委 託)		0						
県央	東彼杵町	周病検診(30歳・40歳・50歳・60歳・70歳)※独自		0			0			
		食診(20歳以上を対象とし、町内歯科医院へ委		0	0					
半	二種門	歯科相談(特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施)							0	
県央	液佐見町	歯科検診・保健指導(18歳以上の特定健診等、受診対象者)		0					0	
是五十二	小值質町	R2年度中止								
4 国	佐夕町		0	0			0			
N K	? d	歯周疾患検診(住民健診において40~70歳の5歳毎の節目検診を実施)	0				0		0	
上五鳥	新上五島町	妊婦歯科検診(町独自事業)		0	0		0			
i I		歯周疾患検診を30歳、40歳、50歳、60歳の方を対象に実施(歯科医師会委		0	0					
県庁	こども家庭課									
		かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託)						0		
県庁	国保・健康増進課	BR· ⟨wb/likk 成人歯科衛生指導者養成事業(県歯科衛生士会委託)						0		
		咀嚼機能検査を使った歯科保健指導実施予定市町ヘリーフレット配布								0
		成人歯科保健対応かかりつけ歯科医機能強化研修事業 <u> 体ョーにい瞬に北流の入場対は対したって</u>		(0		
田林	県歯科医師会	校場県中町内職員共済組合圏枠候診「わ口のナエツク事業」 柚大鵬冒土溶鉛合馬峰自ち却歯科練診) C						
		元が過去バガニによるボスに留けた的全国健康保険協会と長崎県歯科医師会との連携による歯科健診		0						
		職場の健康づくり応援事業協力[県]							0	
田休	高極均衡中十分	企業健診にて生活歯援プログラムを活用した歯科保健指導実施協力[県歯・ 松合けよげ			0					
i I					0					
		各地域の特定健診・歯周疾患検診・国保検診等にて歯科保健指導実施協力			0				0	
		<u></u> 40 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -	- 21	27	7	0		9	61	-

3. 令和2年度の取り組み状況 (4) 高齢期

中 な		_					☆	内容区分			
在生後をきり者及び在宅障者直斜保健業機、庫料器生生金素的 1000 10			子算事業外対応		· 健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC·除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その街
長崎市 極端 長崎市 最後等業(市 歯科医師を奏託・歯科医療機関奏託) 19 19 19 19 19 19 19 1			\sim	0				0		0	
短脚集中型的間付ービス事業(県価料衛生主会委託) 1998年			長崎市歯周疾患検診事業(市歯科医師会委託・歯科医療機関委託)	0	0			0		0	
CHR (保市成人商科権診 (所内及び離島歯科健診) ⇒新型コロナで集団健診は中 (公世保市成人商科権診 (所内及び離島歯科健診) ⇒新型コロナで中止 (公産予防・健康教室 - 新型コロナで中止 (小きいき元気食事 ライリ教室 - 新型コロナで中止 (小きいき元気食事 - 5年) (当立 - 5元気教室) - 3新型コロナで中止 (小種が重り (1) を元気食事 - 5年) (1) を	节令书	海南	短期集中型訪問サービス事業(県歯科衛生士会委託)	0						0	
佐世保市成人歯科健診 (所内及び離島歯科健診) ⇒新型コロナで集団候診は中 (佐世保市成人歯科健診) (所内及び離島歯科健診) ⇒新型コロナで中止 (成人歯科健診) (所内及び離島自身健康) →新型コロナで中止 (海教室 ラ新型コロナで中止 (海教室 ラ新型コロナで中止 (海教室 ラ新型コロナで中止 (海教室 ラ新型コロナで中止 (海教室 ラ新型コロナで中止 (海教室 中華) を (ř	,	0						0	
佐世保市成人歯科線診 (所内及び離島歯科線診) ⇒新型コロナで集団線診は中 ○ 成人歯科線診動類 (無料クーボン勢) →新型コロナで中止 小職・予防・予点 (事事) →新型コロナで中止 小職・参与・ (事事) →新型コロナで中止 小職・ (事事) → 新型コロナで中止 (事事) → 新型コロナで中止 (事事) → 新型コロナで中止 (事事) → 新型コロナで中止 (職事) → 新型コロナで中止 (職事) → 新型コロナで中止 (職事) → 新型コロナで中止 (職事) → (事事) → (
佐世保市 小徳科健診 所内及 7 雑島歯科(健診) ラ新型コロナで中止 広人歯科(健診) 前突 (「ちっと 元別を重) 三新型コロナで中止 小様でう方、 食事 (「ちっと 元別を重) 三新型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様でする 一部型コロナで中止 小様で 一般で 一部型 一 一 で 一											
広様科権診験と (無料クードン参)			島歯科健診)⇒新型コ	0				0			
(0	0	
### ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			介護予防・健康教育 (きらっと元気教室)						0	0	
小議食さくり数室 →新型コロナで中止		佐世保市	いきいき元気食事づくり教室 ⇒新型コロナ						0	0	
小護教室 小護教室 小護教室 小護教室 小護教室 小護教室 小護教室 小護教室 小護予防事業 一般小護予防事業 一般小護予防事工を練早支部 全部 全部 全部 全部 全部 全部 全部			くり教室						0	0	
島原市 地域ケア会議 ⇒新型コロナイWeb会議 島原市 小護子的事業 一般小孩子的事業 中心 (議中庫科医學表別 多計) 一般小孩子的事業性及路発・リーダー育成事業 ロトレ教室 (議中庫科医師会議師依賴・長崎県庫科衛生士会課早支部 委託) ○ 地域小護子防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型 へ議予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 適所型 ○ 木材市 小護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 通所型 ○ 木材市 小護予防牧室事業 ○ 市議予防牧室事業 (機康子の妻子の地域活動支援事業 ○ 本局市 上前請應 ○ 本局高齢者個別訪問(リーフレット配布) ○ ○ 本局病毒を持続 (小道講座 ○ 山前講座 (小道 子的教室(アログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 会校市 ○ ○ 本局市 中にはまが財産業 本局・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・大地・			粧						0	0	
島原本 小議予防事業 A原本 小議予防事業 (議程予防事業署及啓発・リーダー育成事業 ○ (議程本庭科医師会議師依頼・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ (長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ (長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ (議早市庫科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ 大村市 (議早市庫科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ 本村市 (議予防教室・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ 本村市 (議予防教室・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ 本村市 (議予防教室 (保健事業と小護予防の一体的実施) ○ 本港 (本計議座 世間報達 ○ 本園 (議事所の一環として口腔ケアに関する啓発) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・フレットの表) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・フレット配布) ○ 本港 (大路・大野の・大部・大田 (大田 (大田 大田 大											0
(議早的本護者及啓発・リーダー育成事業 ロトレ教室 (議早働科護等及啓発・リーダー育成事業 ロトレ教室 (議早働科医師会議師依頼・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議日本歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議日本歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議日本歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (議日本歯科医師会・長崎県歯科衛生士会議早支部 委託) (財民事業業 (計日清極度 (保護事業と介護予防の一体的実施) (11年) (11		島原市	介護予防事業							0	
(議早歯科医師会講師依頼・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) 地域小護予防活動支援事業(口腔機能向上) (長崎県 臨科衛生士会課早支部 委託) (長崎県 臨科衛生士会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (請早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (請早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (業口						C		
# は域小護予防活動支援事業(口腔機能向上) (長崎県歯科衛生士会議早女部 委託) (長崎県歯科衛生士会議早女部 委託) (長崎県歯科衛生士会議早女部 委託) (議事市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) (議中市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 委託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生士会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生生会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生生会課早支部 受託) (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生生会課を大の産がカー体的支援) (議日本会院とよりロシートの表) (本籍子防教室・デログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 会権) (本護子防教室・デログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 会権) (本護子防教室・デログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 会権) (本護子防教室・デログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 会権) (本護子防教室・デログラム内につき、大郎・ア・ビー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			:士会諫早支部))		
酵早布 (長崎県歯科衛生士会譲早支部 委託) (長崎県歯科衛生土会譲早支部 委託) (議予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型 (議中市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会譲早支部 委託) (議中市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会譲早支部 委託) (議中市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会譲早支部 委託) (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室事業 (本護予防教室(保護事業と介護予防の一体的実施) (本護予防教室(保護事業と介護予防の一体的変施) (本護予防教室(プログラム内に口腔ケアに関する経発) (本護予防教室(プログラム内に口腔ケアに関する経発) (本護予防教室(プログラム内に口腔ケアに関する経発) (本護予防教室(プログラム内に口腔ケアに関する経発) (本語・大・本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			地域介護予防活動支援事業(口腔機能向上)						C		
本本事 体護予防・生活支援サービス事業短期集中予防サービス 訪問型 (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会議早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会議早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会議早支部 委託) ○ 大村市 小護予防教室事業 ○ (議日市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会議早支部 委託) ○ 本局 小護予防教室 (保健事業と小護予防の一体的実施) ○ 中戸市 出前講座 ○ 本局 株園 所養を持続 ○ 中間 無極機能(よる歯科予防掲載 ○ 本園 無		雑の北	(長崎県歯科衛生士会諫早支部 委託)))		
(議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) (議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) (-	防サービス						O	C	
(部 委託))	
(議早市歯科医師会・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ 木材布 小護予防教室事業 ○ (職子の教室・長崎県歯科衛生土会諫早支部 委託) ○ (職事の人内の地域活動支援事業 ○ (日本局齢者個別訪問(リーフレット配布) ○ (本局 高原表機総) ○ (本) (本) <			ービス						C	C	
本材布 小護予防教室事業 ○ 保康づくりのための地域活動支援事業 ○ 平戸本 出所書座 ○ 取居高齢者個別訪問(リーフレット配布) ○ 本浦本 出前講座(小護予防の一環として口腔ケアに関する啓発) ○ 松浦市 小護予防教室(プログラム内に口腔ゲアに関する啓発) ○ 本浦市 小護予防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施) ○ 対局市 口腔衛生訪問指導 ○ 在宅訪問歯科診療事業 ○ ○ 有護子防災事業 ○ ○ 本面の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 ○ ○ 市護予防保健事業と小護子防の一体的な実施事業 ○ ○ 市護予防保健事業と小護子防 ○ ○			医師会・長崎県歯科衛生士会諫早支部))	
大村市 小護予防教室事業 健康づくりのための地域活動支援事業 ○ フレイル予防教室(保健事業と介護予防の一体的実施) ○ 平戸市 出前講座 ○ 虚間疾患検診 ○ ○ 広報紙による歯科予防掲載 ○ ○ 成和紙による歯科予防掲載 ○ ○ 協同疾患検診 (7 0 歳) ○ ○ 本浦市 小護予防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を ○ 大力あいいきいきサロン ○ ○ 大人あいいきいきサロン ○ ○ 本施) 小龍子防教事業 ○ 本語・新野者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 ○ ○ 市護予防教事業 ○ ○ 市護予防保健事業と小護予防の一体的な実施事業 ○ ○ 中間計画の名の保健事業と小護予防な事業 ○ ○ 中間計画の名の保健事業と小護予防な事業 ○ ○ 中間計画の名の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 ○ ○ 中間かまり、ションを、中間からなどのより、カールンのでは、大力のでは			訪問指導事業	0						0	
(健康づくりのための地域活動支援事業 カレイル予防教室(保健事業と介護予防の一体的実施) コレイル予防教室(保健事業と介護予防の一体的実施) 中戸市 出前講座 面間疾患(検診 (リーフレット配布)		大林市	介護予防教室事業	0					0	0	
平戸市 出前講座 本海市 出前講座 (リーフレット配布) 松浦市 出前講座 (小護子防めー環として口腔ケアに関する啓発) 松浦市 小護予防教室 (プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を (プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を (水丸かいいきいきサロン) 対局 口腔衛生訪問指導 在表訪問歯科診療事業 (水積・大臓子防教室 (予定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定				0					0	0	
平戸市 出前講座 出前講座 自開兵患後後 ○ 松浦市 小部標子防粉室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施) ○ 水浦市 小語学防数室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施) 対局 小力がいきいきいきサロン 対局 中で表別園園科診療事業 春¢市 市齢者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防 青齢者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 (口師ケマ) 重要 したに配換能低下予防 トロニッをいまり、受付のこれに対象をいまり、受付のこれに対象をいました。			9						0	0	
平戸市 出前講座 田角疾患後診 応頼税による歯科予防掲載 ○ 松浦市 山前霧座(小護予防の一環として口腔ケアに関する啓発) ○ 水浦市 小議予防教室 (プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施) ○ 対局市 口腔衛生訪問指導 ○ 存宅訪問歯科診療事業 ○ 在宅訪問歯科診療事業 ○ 有機子防教室 ○ 有機子防教室 ○ 有機子防教室 ○ 有機子防教室 ○ 音岐市 高齢者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 (1mkイン) 重要 (1mkイン) 配機能能 (1mkイン) 配機能能 (1mkイン) 可能 (1mkイン)			独居高齢者個別訪問(リーフレット配布)	0							
		中口中	出前講座						0		
広報紙による歯科予防掲載 歯周疾患検診 (70歳)			歯周疾患検診		0	0					
# 個周疾患検診 (70歳)			広報紙による歯科予防掲載	0							
松浦市 出前講座(介護予防の一環として口腔ケアに関する啓発) 〇 (プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を実施) シれあいいさいさいさけったサロン 対馬市 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 〇 有護予防効果の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ○ 香焼市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 セニン・シェン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			歯周疾患検診 (70歳)		0						
作機予防数室 (プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導を 実施) 込れあいいきいきサロン 対馬市 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 所護予防級事業 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 も岐市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 た調子のの保健事業と分類を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を		##	関する啓発)	0							
実施) 込れあいいきいきサロン 対局市 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 介護予防効果の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防 老岐市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 ロ腔機能低下予防		18 M	P防教室(プログラム内に口腔状態チェックや口腔ケアに関する指導						C		
対あいいきいきサロン 対局 中枢衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 ○ 不護予防効果 ○ 香焼巾 高齢者の保健事業と不護予防の一体的な実施事業 ○ も大い、ションを、地球をないのアルターは、一般などのより、一般などのより、これ、一般をは、一般をは、一般などのより、一体などのより、一般などのより、一般などのより、一般などのより、一般などのより、一体などのより、一体などのなどのなどのなどのなどのないないないないな)		
対馬中 口腔衛生訪問指導 在宅訪問歯科診療事業 - (本護予防效室 - 上護予防效率 - 上護予防数室 - 上護予防の一体的な実施事業 - 日腔機能低下予防 - 上野歌と小護予防の一体的な実施事業 - 日腔機能低下予防 - 上町、シャ・ネ・・ 単垂 - 大田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			ふれあいいきいきサロン						0		
在宅訪問歯科診療事業 - 小護予防教室 - 小護予防教室 - 曹齢者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 口腔機能低下予防 - セロ"ハキハキ" 健康主提 (口腔ケーン) 重要 (本11改会) 中の		七里女	口腔衛生訪問指導							0	
小護予防教室壱岐市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業 □腔機能低下予防口…、きいき、健事者を付いたつ、重要 (エロ・ボーンをいる)			在宅訪問歯科診療事業		0	0				0	
壱喚中 高齢者の保健事業と小護予防の一体的な実施事業 口腔機能低ト予防 七口"ハキハキ" (雄毒去婦(口贮ケカ) 車業 (オロ致祭と中込 祭仕の	<u>+</u>	1	į						0	0	
一 (上)	心表	心 表 子	事業	(
手来 (中は合光と中処文刊の)	1	Ī	お口"いきいき" 健康支援(口腔ケア) 事業 (市は啓発と甲込受付の)	-							

							内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC·除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その街
賀王	五島市	口腔ケア)事業	0							
西彼	阳海市	・通所型サービスA事業にて「お口の健康講話」実施。 ・まちづくり出前講座にて「お口の健康講話」実施。	0							0
骨骨	套仙市								0	
#2 @	也 画	歯周病予防健診(20~14歳の市民対象、歯科 齢)または200円で健診を受診できるよう補		0			0			
FL X									0	
		珍 (70歳の方)		0						
		一般介護予防事業(老人クラブ・サロン)「お口の健康について」							0	
西彼	長与町	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	0			Ī		0	0	
:		お口"いきいき" 健康支援(口腔ケア)事業 (後期高齢者対象。町は啓発と申込受付のみ)	0							
		歯科医師会との連携事業(介護事業所への歯科出前講座)	0					0		
		70歳の者を対象とする歯周疾患検診(町内歯科医院へ委託)		0						
		歯科保健指導(個別指導)						0		
西後	田無忠	歯科保健指導(集団指導)						0		
		要介護者の口腔機能の向上に関する教室						0		
		歯科口腔保健に関する出前講座や講演会						0		
相目	电分字字								0	
K ⊭	米饭件叫	 							0	
		歯科相談(特定健診会場にて、アンケートで抽出した対象者のみに歯科相談の実施)							0	
県	三種馬			0	0					
		総合事業通所事業(C型)	0						0	
		8020コンテスト	0							0
		前期高齢受給者証交付時の歯科健康相談							0	
1	:	8020コンテスト(達成者表彰式)		0					ı	0
半	波佐見町								0	
									0	
日十二	.l. /de day m-r	四級小護丁的活動文抜事業(いさいさ日威仲傑)(の果団及い個別指導してた 中上			1				Э	
上九島	小值演問	KZ年度中止	(((
県北	佐々町		0				0		0	
			C)	
		通所小護事業所担当者を対象に高齢者口腔ケアについての研修(県歯科衛生士会講師)						0		
上五島	新上五島町	. 在宅歯科衛生士を対象にオーラルフレイル予防についての研修 (県歯科衛生士会講師)						0		
		<u> </u>	0					0		
4	F <	歯周疾患検診を70歳の万を対象に実施(歯科医師会委託)		0	0					
上	长寿柱宏謀									

					4		内容区分	-		
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発 [健診・健診	検査を含む 歯科保健指 導	予防体制 (PMTC・除石 等)	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指 導	その色
		かかりつけ歯科医機能強化研修事業(県歯科医師会委託)						0		
県庁	国保・健康増進診	BR. (@#***# 成人歯科衛生指導者養成事業 (県歯科衛生士会委託)						0		
		咀嚼機能検査を使った歯科保健指導実施予定市町ヘリーフレット配布								0
		長崎県後期高齢者医療広域連合 お口"いきいき"健康支援(口腔ケア)事業	4/	0						
¥	直插纸匠館令	在宅歯科診療ネットワーク構築事業	0					0		0
<u>€</u> ∃	E .	在宅歯科医療に関わる歯科医療従事者人材育成支援研修事業						0		
		「口腔健康管理マニュアル~口腔機能管理編~」の作成								0
		成人歯科衛生指導者養成研修事業 [県委託]						0		
		地域支援事業(介護保険)、口腔改善指導事業、短期集中型訪問事業 [長崎						C	C	
* E	国者党第二十令	市委託]))	
<u>€</u> ∃	74 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E 1 E	介護予防普及啓発リーダー育成事業、介護予防活動支援事業[諫早市委託]						0		
		各地域の特定健診、歯周疾患検診、国保検診等にて健診協力			0				0	
		地域個別ケア会議への参画(実施市町)							0	
		무무	25	11	2	0	2	32	98	7

3. 令和2年度の取り組み状況 (5) 障害児・者の歯科保健対策

						丕	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	普及啓発	健診・健診	検査を含む 歯科保健指導	医療体制	独自の歯科に関 する助成制度	教室・研修	一般的な歯科 保健相談・指	その街
另今	车车车	在宅寝たきり者及び在宅障害者歯科保健事業(県歯科衛生士会委託)	0				0		0	
ار ۲۸ ار	- X	布	0	0					0	0
		型		0	0					
政令市	佐世保市	業研修会	0					0		
		相談支援事業所連絡会(研修) ⇒新型コロナで中止	0					0		
骨骨	島原市									
県央	諫早市									
県央	大村市	大村市障がい者歯の健康づくりネット(協議の場)の開催								0
県北	半旦士									
県北	松浦市	障害者巡回歯科診療の申請について対応								0
対	半ョ将	口腔衛生指導・福祉施設							0	
Sw EV	2	在宅訪問歯科診療事業	0	0	0				0	
壱岐	壱岐市									
五島	半賀王									
西彼	电海市									
県南	零仙市									
県南	南島原市									
西彼	長与町									
西彼	時津町									
県央	東彼杵町									
県央	川棚町									
県央	波佐見町									
上五島	小值質町									
県北	佐々町									
上五島	海軍王丁樂									
県庁	障害福祉課									
県庁	国保・健康増進課	®⊮·ᡧಱサᡈ巘 障害者歯科診療・休日歯科診療事業(県歯科医師会委託)				0				
団体	県歯科医師会	障害者歯科診療・休日歯科診療事業				0				
田体	県歯科衛生士会									
		수計	4 2	3	2	2		2	7	3

3. 令和2年度の取り組み状況

(6) A. 歯科保健強化のための体制づくり

							内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	協議体制設 置·連携参 画	歯科保健計 画策定・評 価	住民集会参画 (市町)、専 門家派遣 (県)	資料作成補助 や指導・助言 等の技術支援	歯科専門職確保 検討、キーマン 等人村確保	研修	調査・研究	その色
政令市	長崎市	歯科口腔保健推進審議会の開催	0	0						
		佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会	0	0						
以令市	佐世保市			0		0			0	
		子ども発達センター歯科事業関係者会議 ⇒新型コロナで書面開催	0			0			0	
骨骨	島原市	歯科保健推進会議	0							
H H	井田林	諫早市医療関係団体実施事業支援費補助金								0
K	計	諫早市母子保健事業検討会	0							
県央	大村市	健康づくり推進協議会 歯科専門部会	0	0						
自	日日十二日十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	地域ケア個別会議(歯科専門職による助言指導)								0
i K	<u>.</u>		0							
県北	松浦市	松浦市歯科保健事業連絡協議会(歯科医師会・市)	0							
な 馬	华丽井	対馬市歯科福祉保健事業協議会	0	0		0	0	0	0	
Sw EX	- -	対馬市フッ化物洗口推進専門部会	0			0	0			
壱岐	壱岐市	壱岐地区歯科保健推進協議会・壱岐市歯科保健連絡会	0	0						
五島	五島市									
西彼	田海田	健康づくり推進協議会 (歯科部会)	0							
Ħ	+170	歯科保健推進協議会	0							
垩	お言中	保健対策推進協議会	0							
		協議会の設置、協議会の開催	0							
県南	南島原市	南島原市こころと体、口腔の健康づくり、食育推進計画(ひまわりプラン		C						
		団)の策定・評価)						
西彼	長与町									
西彼	四無出									
中目	垂彷炸町	歯科保健対策会議				0				0
\\	- W	フッ化物洗口推進協議会の開催	0							
県央	川棚町	川棚町歯科保健推進会議	0			0				
県央	波佐見町	フッ化物洗口事業推進協議会の開催	0							
上五島	小值賀町	小值賀町歯科保健専門委員会	0	0						
,)	0					(
県北	佐々町			(0	
		健康増進計画の中での歯科保健対策に関する取組の強化		0						
上五島	新上五島町	_								
		歯科専門委員会の開催 ※障害歯科分野のみ開催	0							
		$\widehat{}$							0	
県庁	国保·健康增進課	とめ・公表		0						
		長崎県口腔保健推進事業(口腔保健支援センター設置、人材確保・派遣、指導・助言)			0	0			0	0
			0							
田谷	県歯科医師会		0							
		長崎県歯科保健データ収集・分析事業							0	

						内容	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	協議体制設 置·連携参 画	歯科保健計 画策定・評 価	住民集会参画 (市町)、専 門家派遣 (県)	資料作成補助 や指導・助言 等の技術支援	歯科専門職確保 検討、キーマン 等人材確保	研修	調査・研究	その色
		成人歯科衛生指導者養成研修專業実施[県委託]					0	0		
		長崎県保健医療対策協議会歯科保健医療部会·専門委員会	0							
		長崎県地域リハビリテーション推進部会・長崎県介護予防市町支援部会	0							
		各地域歯科保健推進協議会(西彼、県央、県北、五島)	0							
田谷	県歯科衛生士会	≧ 各地域個別ケア会議(長崎、佐世保、大村)			0	0				
		佐世保市歯と口腔の健康づくり推進協議会	0							
		大村市障がい者歯の健康づくりネット会議への参画	0							
		大村市福祉保健部・こども未来部協議会	0							
		諫早市4者協議会	0							
		수計	30	11	2	8	3	2	7	4

令和4年度の歯科専門職配置に対する取り組み希望状況

※歯科専門職未配置の市町の国庫補助活用について (6) A. 歯科保健強化のための体制づくり(追加)

		希望有無	希望しない場合、歯科専門職を配置しない理由
政令市	長崎市		
政令市	佐世保市		
単省	島原市	×	国庫補助を活用しても財政的に困難であるため。(現在、歯科を含めた健康づくり計画で、健康づくりを推進しており、各事業ごとの雇上げで対応している。)
県央	諫早市	×	関係機関との協議の場があり、事業に対しての意見・助言についても各種事業の機会に対応する体制であるため。
県	大村市	×	歯科に関する協議会の設置等は既に設置しているため。また、R3~介護保険の地域支援事業の一部を大村東彼歯科医師会へ委託し、連携を図っているため。
県北	平戸市		
県北	松瀬市	×	必要に応じて歯科衛生士の派遣を受け事業を実施しているため。
対馬	对馬市		
壱岐	壱岐市		
五島	五島市		
西彼	西海市		
中省	雲仙市	×	必要性はあるが、ほか専門職の人員も不足しており、歯科専門職配置の優先順位は低い状況であるため。
県南	南島原市	0	
西彼	長与町	×	歯科保健事業の取りまとめは保健師がしている。歯科衛生士は事業ごとの雇用のため未配置。
西彼	時津町	×	歯科保健に係る業務の優先性が低く、配置の必要性がないため。
県央	東彼杵町	×	専門職を置くほどの業務量を見込めない。
県央	川棚町	×	歯科保健推進会議には、歯科専門職は在籍しているが、より継続的な歯科の推進をおこなうためには、歯科専門職の配置は重要であると考えている。昨年度の推進会議は新 型コロナウイルス感染症流行により、会議を中止したため、歯科専門職の配置について検討できていない。今後、推進会議や係で検討していきたい。
県	波佐見町	×	強化のための体制づくりとして、今後協議を検討していく。
是五上	小值質町	×	マンパワー不足の為、配置していない
小山	佐々町	×	町内歯科医療機関との連携協力体制が整っているため
是五十二	新上五島町		

3. 令和2年度の取り組み状況 (6) B. 災害時の歯科保健

,						K	内容区分			
		事業名及び事業概略、または予算事業外対応	_	協議への参		県民(住民)	災害時の資料や	訓練·研修	情報収集・調	:
			協議体制	画	連携体制	への情報発信 (普及啓発	マニュアル等の作成	への開催ま たは参画	直、情報共有 直、情報共有	から
政令市	長崎市	災害時の歯科医療救護活動に関する協定(市歯科医師会と締結)	0		0				0	
政令市	佐世保市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(市歯科医師会と締結)			0		0		0	
県南	島原市	災害時の歯科医療救護に関する協定締結(島原南高歯科医師会と締結)			0					
県央	諌早市	災害時の歯科医療救護に関する協定書	0		0		0		0	
県	大村市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定を大村東彼歯科医師会と締結 (H30.7.30)	0							
県北	中三士	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書締結	0		0					
県北		北松歯科医師会との災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			0					
対馬		対馬市歯科医師会災害協定締結	0		0	0				
壱岐		災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(壱岐市歯科医師会と締結)			0					
五島										
西彼	田海市	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書(西彼歯科医師会と締結)			0					
県南	零仙市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			0					
県南	南島原市	災害時の医療救護に関する協定書(南高歯科医師会と災害時の協定締結)			0					
西彼	長与町	災害時等の歯科医療救護活動に関する西彼歯科医師会との協定			0					
西彼	田無出									
県央	東彼杵町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定書			0					
県央	種町									
県	液佐見町									
上五島	小值質町									
県北	佐々町	災害時等の歯科医療救護活動に関する協定			0					
上五島	新上五島町	福江南松歯科医師会との災害時歯科保健医療の協定締結(2019年)			0					
県庁	医療政策課									0
県庁	国保・健康増進課	未実施								
田体	県歯科医師会	関係団体との災害対策に関する協議会の開催	0	0	0				0	
		外部団体主催災害対策研修会への参加 [日本歯科衛生士会]						0		
		災害訓練(安否確認)実施						0		
田本	県歯科衛生士会	「災害支援対策マニュアル」発行					0			
		日本歯科衛生士会「災害支援登録歯科衛生士」の登録及び登録訓練の参加周						0		
		災害関係参加研修会内容の情報共有							0	
			9	-	16	_	3	3	5	_

3. 令和2年度の取り組み状況 県立保健所の管内所感

		9	
		項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
		(1) 乳幼児期	管内の保育所(園)、幼稚園ではほぼ100%フッ化物洗口について取り組んでいる。
		(2) 学齡期	小中学校は100%フッ化物洗口について取り組んでいる。
県立保健所	超後	(3) 成人期	妊婦の歯科検診や定期的な検診の実施に向けた取り組みがみられる。
		(4)高齢期	検診と合わせて、相談指導が行われている。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりを推進する。県モデル事業の実施状況等の情報提供や情報交換を行いオーラルフレイル予防を図る。
		(1) 乳幼児期	・県平均や管内の他の市町と比べてう蝕有病者率が高い市町は、妊娠期(胎児期)から保護者の歯科に対する意識向上の取り組みが必要。 ・幼保のフッ化物洗口については、園医から施設長へ歯の大切さやフッ化物洗口の有効性を説明し、説得することが必要。
		(2)学齡期	フッ化物洗口が、管内市町全施設及び全学年で実施されるよう継続して働きかける必要がある。
県立保健所	東	(3) 成人期	どの市町も歯科健診受診率が低いことが課題。今後も広報等を利用して、歯・口腔の健康づくりの大切さ、成人期歯科健診の周知等が住民へ行われるよ う働きかける必要がある。
		(4) 高齢期	高齢者の通いの場などを利用し、各市町でオーラルフレイル対策の取り組みが普及していくよう働きかける必要がある。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健に関する協議の場の設定を継続する。今後は、オーラルフレイル対策、障害児・者の歯科保健対策について焦点を当て、協議をしていくことを 検討中。障害児については、保護者の歯科に関するニーズの把握、医療機関の体制整備や保護者への情報提供等について協議が必要。
		(1) 乳幼児期	のむし歯の状況は全体的には改善傾向にあるが、地域差が見られる。保育園等によりフッ化物洗口実施施設割合が昨年度より低下した市も も協議会や保育会との連携を図り、フッ化物実施状況の向上を目指したい。
		(2)学齡期	12麻 <u>だの一へあたりのか人圏もじ圏致が特内取で加くあり、12麻沈、13</u> 麻 <u>沈ともに無の目标値に建していない。しかし、が手校・甲子校(のノッ化物</u> 洗りの実施率が100%に達したため、今後も実施率100%を保てるよう関係機関と連携し、フッ化物洗口の効果によってむし歯数が減少することを期待したい
県立保健所	- 电	(3) 成人期	各市、歯周病予防検診等を実施しているが、受診率も低く、若いうちからの歯周病予防の必要性と各市の実施する健診について、住民へのより一層の周 知が必要であるため、周知方法についても考えていく必要がある。
		(4)高齡期	各市で介護予防事業の一環として歯科指導や歯周病予防検診等の取組が行われている。オーラルフレイルは全身の健康状態低下に繋がるため、早い時期 からの予防の必要性の周知と、保健事業と介護予防事業が一体化し、通いの場等を活用したオーラルフレイルへの介入を推進していく必要がある。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保育園等のフッ化物洗口の実施率向上に向けた協議。乳幼児期におけるむし歯数が多い子を持つ家庭についての仆入支援。成人期における若いうちから の歯周病予防についての協議。高齢者のオーラルフレイル予防についての取組状況の確認と実施に向けた課題や必要な支援の協議。
		(1) 乳幼児期	管内のう蝕有病者率・一人当たりの平均う歯数は、全国、長崎県と比較しても多い。保護者の意識の差が大きく、関心のない保護者への働きかけが課題。また、フッ化物塗布について、市町実施事業ではなくかかりつけ歯科医院で塗布する場合もあるため、実態把握(特に継続塗布状況)ができていない点も課題。
		(2) 関連者	フッ化物洗口実施率は、小学校・中学校共に100%(一部離島地区を除く)で体制は整ったため、特に課題等なし。
県立保健所	果北	(3) 成人期	働き盛りの歯周疾患検診の受診率が低く、健診の実施方法や知識の普及啓発が課題。
		(4)高齡期	介護サービス利用者とそうでない人の個人格差が大きいことが課題。オーラルフレイル予防のポピュレーションアプローチや個別ケア会議におけるハイ リスク者への専門職の介入を協議会で働きかけていく必要がある。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	障害者歯科における現状の把握と啓発活動

		項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
		(1) 乳幼児期	3歳児のむし歯のない者の割合が県平均よりも低く、目標値の85%に到達していない。前年度より3歳児のむし歯のない者の割合は増加しているため、五島市による10ヶ月児・1・6健診、3歳児健診での個別指導や2歳健康相談での指導等の対策を継続していく必要がある。
		崩縛寿(2)	2歳及び 5歳の一人当たりの永久歯のむし歯本数は県平均よりも低い。令和2年度から中学校でのフッ化物洗口を導入。実施率は100%。実施状況等 について歯科推進協議会で共有し、課題があれば整理が必要。
県立保健所	년 월	(3) 成人期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ない。長崎大学による歯周病検診データで現状確認しているが、R2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。
		(4)高齢期	五島市の歯科保健を評価するデータが少ない。長崎大学の歯周病検診データで現状確認しているが、R2年度は新型コロナウイルス感染症により中止。 介護保険事業計画の中で、フレイル予防として歯科保健活動(在宅介護支援者向け研修会、老人クラブ等への出前講座、施設への実態把握調査等)の実 施を五島市長寿介護課が検討されていたため進捗状況について確認が必要。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	保健所歯科保健推進協議会による歯科保健対策の評価及び推進、関係機関との連携強化。
		(1) 乳幼児期	フッ化物洗口の浸透によりむし歯予防の強化やむし歯児童数の減少が見られる。しかし、家庭内格差が解消されていない。引き続き家庭内におけるむし 歯予防のための普及啓発が必要である。
		(2)学齡期	県の補助期間終了後もフッ化物洗口事業の継続的な実施が必要。中学校や高校での歯周病予防に関する啓発推進。
県立保健所	第五十	(3) 成人期	歯科保健に興味がある人は増えてきた。しかし、健診等の予防活動につながっていない。歯周病検診の受診率控除が課題である。
		(4)高齢期	上五島圏域における①高齢者の口腔ケアに関する現状を正しく把握すること②歯科医師及び歯科衛生士と高齢者施設の従事者の意識の差を明らかにし、 今後の連携体制の構築につなげることを目的としてアンケート調査を実施。集計後、歯科保健推進協議会の委員と分析を行う。高齢者の自立支援及び介
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	高齢者のう歯や歯周病の予防、フレイルに対する食事指導等の日常生活の支援を目的とした他職種との連携体制の構築
		(1)乳幼児期	 フッ化物応用によるむし歯予防は、4歳児以上に対する保育所・幼稚園の体制は整い、今後のむし歯予防に効果が期待できます。しかし、甘味飲料を飲まない12ヶ月児の割合やフッ化物塗布券利用率等の減少がみられ、生活習慣や行動の改善は一部にとどまっています。 市と共同で開催する歯科保健協議会やデンタルワークショップなどを通じて、乳幼児期のむし歯予防に関する知識の普及を引続き図る必要があります。 複数のむし歯を有するハイリスク乳幼児が全体のむし歯数などを引き上げている現状から、その把握と対応について市と協議する必要があります。
<u>.</u>	1	(2)学齢期	H29年度に管内全小学校で、H31年度に管内全中学校でフッ化物洗口が行われる体制が整いました。管内の学童期におけるむし歯保有率は県全体と比較すると高い傾向にありますが、今後改善が期待でききます。I 人あたりのむし歯の本数は個人差が大きいため、乳幼児期からの対策が重要です。
导 立 朱 傑	ණ ද	(3)成人期	歯周疾患健診受診率は低い状況にあり、歯科健診の推進やかかりつけ歯科医による管理推進が必要です。今後、歯科保健協議会等で必要な取組みについ て協議を行っていきます。
		崩縛皇(4)	壱岐リハビリテーション広域支援センターが中心となって施設や在宅療養者を支援する福祉職等を対象とした研修会を開催しています。保健所は広域支援センターと連携を図り、地域の人材育成が進むよう支援していきます。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	定期検診を実施する人の増加、歯周疾患検診の受診率向上を図るための取組み

		項目	地域の取組や現状に対する県立保健所の所感及び今後の取組方針
		(1) 乳幼児期	3歳児の一人平均むし歯数は、年々改善している。5歳児の一人平均むし歯数は改善がみられるなどしているが、定期的健診を受ける児の割合など目標 建成にはまだま及ばない状況。乳幼児健診時等における健康教育、1.6・2歳・3歳児の歯科健診やフッ化物塗布事業等は実施されている。保護者へ の予防意識の啓発等を更に推進していくことが必要。
		(2) 学齡期	12歳児の一人平均むし歯の本数、学齢期のう蝕有病率、 8歳の歯周疾患有病率、 8歳の 人平均う歯数は、ここ数年減少傾向。小学校、中学校にお けるフッ化物洗口実施施設の割合は 00%であり、今後も実施継続を推進していく必要がある。小・中学校等でのむし歯・歯周病予防に関する啓発に ついても更に推進していく必要がある。
県立保健所	叔	(3) 成人期	妊婦とその夫を対象とした成人歯科健診・保健指導等を実施しており、R2年度からは全島への実施に拡大された。 40歳以上を対象とした歯科健診は未実施であるが、対馬市の成人歯科の取り組みについて対馬地区歯科保健推進協議会で協議し、特定健診時の生活歯 接プログラムを活用した歯科保健指導などの新たな取り組みを開始している。今後も引き続き、歯周病予防対策・成人歯科の取り組みを推進していく必要がある。
		(4)高齢期	対馬市歯科衛生士による口腔衛生訪問指導、在宅訪問歯科診療などを継続し、口腔の定期的チェックや口腔ケアへの関心を高めていくことが必要。また、歯科・介護連携等により要介護者等の口腔状況の改善から生活の質の向上を図る取り組みも必要である。
		【保健所が必要と考える地域で行う取組】	歯科保健推進協議会において、「歯周病予防・成人期の歯科保健対策」及び「高齢者のオーラルフレイル予防」について、重点的に協議(進捗確認含 む)し、推進していく必要がある。

【参考:データ収集している市町】 �ルワキルffil. 目標(I) 成果指標

ライフステージ	Y 图	長春	佐世保	事	県央	県央	県北	県北	対馬	壱岐 五	島西	彼県	単 帰	南西彼	5 西彼	得 集	県	県	上五島	県北	上五島	データ有
または社会分野	計	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市 対	対馬市 壱	岐市 五.	島市 西沙	海市 雲仙	市南島	原市 長与	町 時津	町 東彼杵	町 川棚町	" 波佐見町	小值賀町	佐々町	新上五島町	市町数
	40歳代で喪失歯のない者の増加(R4目標:80%)	×	0	×	×	×	×	×	0	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
3. 成人期	20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少(R4目標:25%)	×	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少(R4目標:25%)	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一市
	60歳代における咀嚼良好者の増加 (R4目標:90%)	×	0	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
	60歳代で24歯以上の歯を有する者の増加(R4目標: 70%)	×	0	×	×	0	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
4. 高齢期	80歳で20歯以上の歯を有する者の増加 (K4目標: 50%)	×	0	×	×	0	×	×	0	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	3市町
	60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少(R4目標:45%)	×	0	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一市町
(2)活動指標	指標														-							
ライフステージ	圏域	X 長崎	佐世保	県南	県央	県央	県北	県北	対馬	壱岐 五	島田	彼県	単 県	南西彼	5 西彼	(県央	県央	県	上五島	県北	上五島	データ有
または社会分野	即战	長崎市	佐世保市	. 島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市 壱	岐市 五	島市 西沙	海市 雲仙	市南島	原市 長与	田 時津	町 東彼杵	町川棚町	- 波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	市町数
3. 成人期	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標:65%)	×	0	×	×	0	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町
4. 高齢期	【再掲】 過去 年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (b) 同場・4502)	×	0	×	×	0	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	2市町

쀚
茄
垂
Ж
2

データ有	布町数	2市町	2市原
是五十二	新上五島町	×	×
県北	佐々町	×	×
是五上	小值賀町	×	×
県央	波佐見町	×	×
骨舟	川棚町	×	×
県央	東彼杵町	×	×
西彼	時津町	×	×
西彼	鱼专登	×	×
単単	南島原市	×	×
単単	零仙市	×	×
西彼	西海市	×	×
五島	五島市	×	×
壱岐	壱岐市	×	×
対馬	対馬市	×	×
非	松浦市	×	×
背北	中三十	×	×
県央	大村市	0	0
県央	计古典	×	×
骨骨	島原市	×	×
佐世保	佐世保市	0	0
争	半鲫昝	×	×
圏域	即世	過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標:65%)	【再掲】 過去1年間に歯科健康診査を受診した者の割合の増加 (R4目標:65%)
ライフステージ	または社会分野	3. 成人期	4. 高齢期

(R3.3.31現在)

〇令和2年度県内施設のフッ化物洗口実施状況	2年度	県囚,	施設の	ンシが	:	口米泥		(市町湖)														
							\$	保施設		•			-	÷	小学校施設	ξX	外存格	给母格鹗·//学校 €	はりは	日沙林(3	由学校(私力会•国力降人)	() 世
圏域	市町名 1	保育所(高	保育所(認可・認可外・へき地	外・へき地)	幼稚	幼稚園(国立除く)	除く)	器	認定こども園		幼保施設計(歯なまる評価用)	計(歯なま)		小学校(私立合,国立除く)	弘立合•匡	立除く)	少 1 不 加	L+. 1. XI	10 XX	エナボバ	= = = =	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数 施設総数	施設総数	実施率	実施数 加	施設総数	実施率	実施数加	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率	実施数	施設総数	実施率
長崎市 長	長崎市	61	86	62.2%	17	25	%0'89	26	32	81.3%	104	155	67.1%	89	89	100.0%	172	223	77.1%	37	38	97.4%
佐世保市 佐世保市	世保市	48	69	81.4%	19	25	%0'92	17	19	89.5%	84	103	81.6%	46	46	100.0%	130	149	87.2%	26	26	100.0%
图	西海市	12	15	%0'08	2	2	100.0%	4	4	100.0%	18	21	82.7%	13	13	100.0%	31	34	91.2%	9	9	100.0%
西後長	長与町	6	6	100.0%	2	2	100.0%	-	-	100.0%	12	12	100.0%	2	2	100.0%	17	17	100.0%	3	က	100.0%
世	時津町	6	6	100.0%	2	2	100.0%	-	-	100.0%	12	12	100.0%	4	4	100.0%	16	16	100.0%	2	2	100.0%
西彼小計	ᆥ	30	33	%6'06	9	9	100.0%	9	9	100.0%	42	45	93.3%	22	22	100.0%	64	67	95.5%	11	11	100.0%
艦	神古禅	29	12	%6'99	6	10	%0'06	9	7	85.7%	44	89	64.7%	28	28	100.0%	72	96	75.0%	14	14	100.0%
¥	大村市	21	23	91.3%	9	9	100.0%	12	12	100.0%	39	41	95.1%	15	15	100.0%	54	26	96.4%	9	9	100.0%
県央東	東彼杵町	\setminus		$\sqrt{}$	<u> </u>	/	\setminus	2	က	%2'99	2	3	%2'99	2	2	100.0%	4	2	80.08	-	-	100.0%
ii	三種門	2	3	%2'99	7	7		က	က	100.0%	2	9	83.3%	က	က	100.0%	80	6	88.9%	-	-	100.0%
液,	波佐見町	2	3	%2'99				2	2	100.0%	4	5	80.0%	3	3	100.0%	7	8	87.5%	1	1	100.0%
県央小計	ᆙ	54	08	%5'.29	15	16	93.8%	25	27	92.6%	94	123	76.4%	51	51	100.0%	145	174	83.3%	23	23	100.0%
Ū.	島原市	18	21	85.7%	7	/	\setminus	9	9	100.0%	24	27	88.9%	10	10	100.0%	34	37	91.9%	2	2	100.0%
県南 雲(雲仙市	15	23	65.2%	<u> </u>	<u>/</u>	$\overline{\ \ }$	က	4	75.0%	18	27	%2'99	17	17	100.0%	35	44	79.5%	7	7	100.0%
華	南島原市	23	24	95.8%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	29	30	96.7%	17	17	100.0%	46	47	97.9%	8	8	100.0%
県南小計	ᆙ	56	68	82.4%	1	1	100.0%	14	15	93.3%	71	84	84.5%	44	44	100.0%	115	128	89.8%	20	20	100.0%
	平戸市	15	12	100.0%	-	1	100.0%	2	2	100.0%	21	21	100.0%	15	15	100.0%	36	36	100.0%	6	6	100.0%
県北松	松浦市	10	10	100.0%	7	7	\setminus	4	4	100.0%	14	1	100.0%	6	6	100.0%	23	23	100.0%	9	9	100.0%
佐	佐々町	3	3	100.0%				-	1	100.0%	4	4	100.0%	2	2	100.0%	9	9	100.0%	1	1	100.0%
県北小計	발	28	28	100.0%	1	1	100.0%	10	10	1	39	39	100.0%	26	26	100.0%	65	65	100.0%	16	16	100.0%
五島 五,	五島市	15	15	100.0%		\bigvee	\setminus	2	2	100.0%	20	20	100.0%	14	14	100.0%	34	34	100.0%	1	=	100.0%
1年日	小値賀町	$\sqrt{}$	$\sqrt{}$	/	<u> </u>	/	$\overline{\ \ }$	-	-	100.0%	_	_	100.0%	2	2	100.0%	က	က	100.0%	-	-	100.0%
	新上五島町	6	6	100.0%	3	3	100.0%	\setminus	\setminus	\setminus	12	12	100.0%	11	11	100.0%	23	23	100.0%	2	5	100.0%
上五島/	島小計	6	6	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	13	13	100.0%	13	13	100.0%	26	26	100.0%	9	9	100.0%
	壱岐市	11	11	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	20	20	100.0%	18	18	100.0%	38	38	100.0%	4	4	100.0%
按 账	大馬子	14	14	100.0%	3	3	100.0%	-	-	100.0%	18	18	100.0%	19	19	100.0%	37	37	100.0%	12	12	100.0%
市町小計	발	326	415	78.6%	73	88	83.0%	106	117	%9.06	202	620	81.5%	321	321	100.0%	826	941	87.8%	166	167	99.4%
県立学校	•校	\setminus	\setminus			\setminus	\setminus	\bigcup		\setminus	\bigcup	\setminus	\setminus	/	/	\setminus	\bigcup	\setminus	\setminus	3	3	100.0%
公立学校	小計	\setminus	\setminus			\setminus	\setminus	\bigcup		\setminus	\bigcup	\setminus		321	321	100.0%	826	941	87.8%	169	170	99.4%
私立学校	•校	\setminus	\setminus	\setminus		\bigvee	\setminus	\bigcup	\setminus	\setminus	\bigcup	\bigcup		2	9	33.3%	2	9	33.3%	3	12	25.0%
県全体	₹	326	415	78.6%	73	88	83.0%	106	117	%9.06	202	620	81.5%	323	327	98.8%	828	947	87.4%	172	182	94.5%

○今和2年度県内施設のフッ化物洗口実施者の状況(市町別

79.3% 58.2% 100.0% 80.1% 79.8% 89.0% 89.0% 89.5% 80.8% 92.7% 87.4% 78.7% 49.2% 58.9% 93.5% 90.3% 95.3% %6.96 82.8% 82.0% 8.9% 82.7% 施設対象者数 対象施設実施者3 中学校(私立含·国立除<) 1,930 8.346 2,535 3,403 2,912 387 418 7,296 1,094 3,266 399 1,682 445 715 33,025 1,131 1,041 846 44 954 34,955 837 732 551 401 761 32,071 実施者数 4,900 5,978 26,543 7,204 1,494 2,225 2,912 2,908 27,325 171 412 309 1,007 906 445 370 1,470 725 693 27,496 663 995 365 782 141 655 764 407 391 80.8% 94.4% 95.3% 96.1% 97.7% 84.0% 22.8% 85.8% 95.8% 94.8% 81.0% 94.8% 94.2% 96.8% 88.3% 97.8% 97.0% 96.5% 97.7% 97.3% 幼保施設・小学校の計 6,834 19,530 2,805 2,550 2,698 8,053 1,544 1,220 1,853 23,056 17,004 1,634 2,882 2,318 8,103 913 808 873 1,844 85,896 693 9,177 429 1,907 2,060 4,671 85,896 86,589 991 実施者数 16,283 2,772 2,119 17,253 2,673 2,443 2,620 1,472 158 19.787 6,477 7,430 860 7,736 1,864 1,193 4,529 733 846 1,794 78,503 78,503 1,811 78,661 1,987 95.3% 87.5% 94.8% 97.6% 96.4% 96.8% 22.8% 83.5% 95.8% 96.2% 95.5% 78.5% 93.6% 95.0% %6.96 98.2% 94.2% 79.7% %9.06 89.9% 对象施股实施者率 実施者数 施股対象者数 对象施股实施者率 実施者数 施股対象者数 对象施股实施者率 95.8% 98.4% 97.8% 96.6% 94.2% 81.3% 98.0% 97.0% 90.6% 小学校(私立含·国立除く 18,705 6,515 3,643 1,435 693 13,505 2,342 5,340 7,558 358 2,295 2,143 2,077 1,449 1,208 986 1,580 675 1,413 68,568 1,730 702 822 15,671 86 6,231 68,568 761 69,261 12.936 2,232 1,648 5,100 13,713 2,175 2,091 2,013 6,279 1,423 1,138 964 3,525 1,526 619 1,371 62,096 158 62,254 15.620 5,934 5,968 538 1,407 335 809 62,096 667 8 98.1% 94.7% 95.8% 95.7% 97.6% 80.1% 92.2% 91.7% 97.7% 94.7% 96.3% 94.7% 100.0% 100.0% 92.4% 86.5% 97.7% 96.7% 98.6% 91.5% 81.4% 99.4% 97.9% 96.0% 98.5% 98.7% 3499 1619 1872 1538 1028 588 1494 211 86 3859 510 407 458 336 234 480 32 198 418 431 17328 366 540 621 4351 230 17,328 1496 3347 540 3540 498 352 229 1004 423 4167 193 195 404 16407 366 607 334 16,407 471 1377 441 461 227 99.2% 95.7% 100.0% 97.5% 98.4% %6.86 100.0% 99.0% 91.4% 98.6% 90.3% 95.0% 98.9% 96.7% 98.4% 93.1% 100.0% 97.2% 93.7% 96.3% 100.0% 95.9% 96.6% 96.6% 100.0% 100.0% 97.5% 丰施者数 施設対象者数 対象施設表施者率 実施者数 施設対象者数 対象施設実施者率 実施者数 施設対象者数 1,138 105 1,579 895 128 73 46 128 429 165 119 386 174 32 32 54 5,080 5,080 87 288 186 7 154 120 102 681 181 116 115 4,953 1,553 128 285 658 ,081 179 127 422 375 163 105 4,953 885 87 70 170 2 139 4 92 165 32 32 52 93.1% 59.1% 97.1% 94.4% 98.1% 98.1% 98.4% 100.0% 87.9% 87.9% 87.5% 100.0% 82.8% 84.7% 80.6% 97.1% 100.0% 75.2% 94.4% 幼稚園(国立除く) 1,288 1,159 4,410 235 193 460 89 89 36 36 53 53 193 92 1,061 654 3,876 928 1,199 3,876 235 99 34 190 32 114 554 934 34 52 92 381 96.7% %0.96 98.2% 97.6% 97.4% 93.1% 98.6% 94.7% 96.7% 100.0% 100.0% 89.1% 99.1% 98.1% 65.0% 97.0% 97.5% 99.1% 96.6% 98.5% 95.3% 82.2% 98.8% 97.4% 98.6% 保育所(認可・認可外・へき地) 1,316 145 7,838 1,711 322 746 989 40 1,562 329 425 1,041 115 909 306 145 171 234 287 320 171 838 1,263 1,525 7,578 1,686 206 218 287 772 673 319 696 312 169 595 298 143 162 226 7,578 711 414 143 236 新上五島町 佐世保市 佐世保市 南島原市 市町名 東彼杵町 波佐見町 小值賀町 西海市 長与町 **時津** 諫早市 大村市 三蕪甲 島原市 雲仙市 **业**旦址 松浦市 佐々町 五島市 壱岐市 対馬市 公立学校小計 板 配 市 上五島小計 彼小計 県央小計 私立学校 県南小計 県立学校 県北小計 中甲子毕 県全体 長崎市 五島 上五島 売 笆 豳域 県央 **账**农 西彼 県光

法律第九十五号(平二十三年八月十日) 歯科口腔保健の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、 その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、 生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保 健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する 基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その 他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの と調和が保たれたものでなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、 これを公表するものとする。
- 第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、 当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それら の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければな らない。
- 2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科 医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

(平成21年長崎県条例第73号)

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする 県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾 患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図る ため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務 及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに 歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔 の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進及び県民 の健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科口腔保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の青務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。)、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

- 第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等(以下「教育関係者等」という。)は、 基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の 健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。
- 2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する労働者の歯科健診(健康 診査又は健康診断において実施する歯科に関する健診を含む。)及び歯科保健指導(以下「歯 科健診等」という。)の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進する よう努めるものとする。
- 2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者及びその被扶養者の歯科健診等の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。 (県民の役割)
- 第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努める

ものとする。

2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう 努めるものとする。

(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)

- 第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健法第13条第1項に規定する計画として、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めるものとする。
- 2 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聴くとともに、県民、市町その他歯・口腔の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、歯科口腔保健法第12条に規定する歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を勘案し、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく医療計画、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性に配慮するものとする。
- 4 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に 公表しなければならない。
- 5 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の変更について 準用する。

(市町歯・口腔の健康づくり推進計画)

- 第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画(以下「市町歯・口腔の健康づくり推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 県は、市町が市町歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。
- 3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

- 第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施 策として、次に掲げる事項を実施するものとする。
- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制の構築に関すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策、妊産婦及びその配偶者(婚姻の届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)並びに乳幼児に対する歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる歯科健診を含めた効果的な歯・口腔の疾患の予防及び健康づくりに関する施策の促進に関すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に関すること。
- (4) 歯科、医科、薬科及び多職種との適切な連携(歯科、医科、薬科及び多職種に係る医療機関、教育機関その他の関係者における相互の適切な連携をいう。)による歯・口腔の健康づくりに関する取組、細菌性又はウイルス性の疾患の予防という観点から、糖尿病を主とした全身疾患及び歯科疾患が関係する取組並びに周術期における口腔機能管理の適切な実施のための連携体制構築の推進に関すること。
- (5) 県民が定期的に歯科健診を受けることの勧奨その他必要な施策に関すること。
- (6) スポーツ、労働等によって生じる歯・口腔に関する外傷及び障害等の防止並びにこれらの軽減を図るための対策の推進に関すること。
- (7) 成人期(学生を含む。)における歯周病の予防対策の推進に関すること。
- (8) 医療的ケア児、医療的ケア者、障害児、障害者、要介護者等に対する適切な口腔健康管理に係る施策の推進に関すること。
- (9) 高齢者がフレイル状態(加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態をいう。)になることを予防するため、オーラルフレイル対策(心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態を早期に把握し、及び回復させ、並びに当該状態になることを未然に防ぐための取組をいう。)に係る施策の推進に関すること。
- (10) 児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の早期発見に資する歯科医療機関等との連携及 び関係者の資質向上に関すること。
- (11) 災害発生時及び感染症まん延時における歯科保健医療等の提供体制の確保及び資質の 向上に関する施策の推進に関すること。
- (12) 歯科衛生士をはじめとする歯・口腔の健康づくりの推進に従事する者の確保、養成及び資質の向上に関する施策の推進に関すること。
- (13) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関すること。
- 2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行 う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門 的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)

- 第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助

言を行うものとする。

(歯と口の健康週間)

- 第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯と口の健康週間を設ける。
- 2 歯と口の健康週間は、6月4日から同月10日までとする。
- 3 県は、市町と連携し、歯と口の健康週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努める ものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

- 第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とする ため、国が実施する歯科疾患実態調査時に合わせて、県民の歯科疾患等の実態についての 調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。
- 2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。
- 3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。 (財政上の措置)
- 第14条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な 財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年6月4日から施行する。

(令和2年12月25日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。